

一般社団法人エンター 従業員給与規定・給与水準

第 1 条【目的】

本規定は、一般社団法人エンター（以下「当法人」という）の従業員に対する給与制度について定めるものであり、公正かつ透明性のある給与体系を確立し、職員の意欲向上と法人の健全な運営に寄与することを目的とします。

第 2 条【給与の決定】

1. 職員の給与は、職種、職責、職務内容、経験、能力および勤務状況等を総合的に勘案して決定する。
2. 給与額の決定・変更については、必要に応じて面談等を行ったうえで法人が判断する。

第 3 条【給与形態】

1. 給与は以下の要素から構成される。
 - (1) 基本給 180,000 円～300,000 円
 - (2) 各種手当（役職手当等）
 - (3) 賞与（業績に応じて支給する場合あり）
2. 上記の支給対象および金額は、雇用形態や職務内容、法人の業績等に応じて定める。

第 4 条【給与水準】

<等級 A>

- ・管理職 正社員 月額 250,000 円～
- ・組織運営・職員マネジメント担当

<等級 B>

- ・一般職（正社員） 正社員 月額 180,000 円～ 200,000 円
- ・館長業務 現場リーダークラス

<等級 C>

- ・一般職（パート） パート 時給 1,050 円
- ・館長・リーダーの補助

※別途設定 理事等（報酬）

役員 無報酬または別途 規程により設定 役員報酬等並びに費用 に関する規定」参照

第 5 条【成果給および賞与】

1. 成果給または賞与は、法人の業績や個人の貢献度に応じて支給する場合がある。
2. 支給の有無、時期、金額等は都度法人が決定する。

第 6 条【手当】

1. 法人は、必要に応じて以下の手当を支給する場合がある。
 - (1) 役職手当（管理職等への追加報酬）
 - (2) その他、別途追加業務や内容等に応じて法人が定める手当
2. 手当の内容・支給条件は法人の判断により変更できる。

第 7 条【給与の公正性と透明性】

法人は、給与制度において不当な差別が生じないように配慮し、必要に応じてその内容を職員に説明する。

第 8 条【附則】

本規定は、令和 7 年 3 月 1 日より施行する。

本規定は、令和 7 年 11 月 1 日に改定し、同日から施行する。

改定は理事会の承認を経て行うものとする。